

第29回軽米町議会臨時会令和4年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会

令和4年4月27日(水)

午前10時25分 開会

議事日程

議案第1号 軽米町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて

議案第2号 令和4年度軽米町一般会計補正予算(第1号)

○出席委員（11名）

1番	上山	誠	君	2番	西	舘	徳	松	君			
3番	江刺家	静	子	君	4番	中	村	正	志	君		
5番	田	村	せ	つ	君	6番	舘	坂	久	人	君	
7番	大	村		税	君	8番	本	田	秀	一	君	
9番	細	谷	地	多	門	君	10番	山	本	幸	男	君
11番	茶	屋		隆	君							

議長 松浦満雄君（同席）

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	山	本	賢	一	君		
総務課	総括課	長	福	島	貴	浩	君	
総務課	総務担当課	長	松	山		篤	君	
会計管理者兼 税務会計課	総括課	長兼 収納・会計担当課	日	山	一	則	君	
税務会計課	課税担当課	長	古	舘	寿	徳	君	
産業振興課	総括課	長	江	刺	家	雅	弘	君
産業振興課	農林振興担当課	長	鶴	飼	靖	紀	君	
再生可能エネルギー推進室	長		福	島	貴	浩	君	

○職務のため議場出席した事務局職員の職氏名

議会事務局	長	関	向	孝	行	君
議会事務局	主事	竹	林	亜	里	君
議会事務局	主事	松	坂	俊	也	君

---

◎開会及び開議の宣告

○委員長（本田秀一君） ただいまから令和4年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会を開会いたします。

皆さんの慎重な審議をお願いいたします。

ただいまの出席委員は議長を除く11名でございます。定足数に達していますので、会議は成立しております。

（午前10時25分）

---

◎議案第1号及び議案第2号の審査

○委員長（本田秀一君） 本特別委員会に付託されました議案は、議案第1号 軽米町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて及び議案第2号 令和4年度軽米町一般会計補正予算（第1号）です。

議案審査の進め方についてお諮りします。議案の提案説明は本会議場において終了しておりますので、本委員会では予算の審議においては歳入は全般で、歳出については款ごとに補足説明を求めながら進めたいと思いますが、このような進め方でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 説明者は挙手の上、指名を受けてから説明に入ってください。

それでは、議案第1号、補足説明があれば当局の説明を求めます。

税務会計課総括課長、日山一則君。

○税務会計課総括課長（日山一則君） 先ほどご指摘いただいた件については十分反省いたしまして、ゆっくりと分かるような形で説明を申し上げたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

補足説明につきましては、先ほど本会議場で申し上げましたので、特にございませので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（本田秀一君） 補足説明はないようですが、質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） この条例の文章で説明してくださっているのですが、具体的にはどうかというのがちょっとすぐ分かりかねるというのが私の感想でした。例えば町民税の扶養親族のところ、退職所得がある親族とか、それから16歳未満の者が何かとかというところがあったのですが、そこをちょっと具体的に、こういうケースですということを説明をお願いします。

〔「何ページ」と言う者あり〕

○4番（中村正志君） 概要的にということ、条文でなく。

○3番（江刺家静子君） 13ページ。

○委員長（本田秀一君） 13ページだそうです。ちょっと間を置いて。皆さん、よろしいですか、13ページ。

税務会計課総括課長、日山一則君。

○税務会計課総括課長（日山一則君） ただいまのご質問でございますが、扶養親族の明記という部分でございますけれども、これは3ページから4ページを御覧いただきたいと思っております。この横の条文のほうページが振ってございますが、3/15という形で3ページからでございます。これの37条の2、それから次のページの37条の3の2、それから37条の3の3でございます。それから、今江刺家委員のおっしゃいました13ページでございますが、第2条のほう、こちらも37条の3の3ということで、こちらの部分の説明でございますが、これまで扶養親族の申告書におきましては、退職所得がある、ないという部分の明記がなされておりました。その際、所得税、住民税でその取扱いは一致しておったのですが、公的年金の所得額を算出する過程におきまして、年金以外の所得が幾らかということで控除額が異なって、年金をもらっている人の所得の計算が変わってきます。その際に住民税の申告の場合、公的年金だけにつきましては、この退職所得を含むという形でこれまで取り扱っておりました。それで、住民税の扶養控除の判定、扶養する例えば奥さんであるとか子供さん、そういった方の所得を算定するに当たりましては退職所得を含まないという形でやっておりましたので、それと合わせる必要があるというのが1つの目的となります。その際に、町民税を計算するに当たって退職所得の申告は義務づけられておりません。分離所得ということで、もう既に退職金をもらった時点で所得税、それに係る町民税は納める形になっております。ですので、その申告が必要とされていないので、なかなかその退職所得を把握できなかったという部分があります。それで、今回明記をするというふうに改正されるものです。

それによりまして、例えば奥様が退職所得をもらっているから、所得がいっぱい増えたから扶養にならないなというふうに解釈される町民の方もいらっしゃると思います。そういった方を未然に把握できるような形にしたいというふうなことが目的という形で今回の改正というふうになっておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（本田秀一君） よろしいですか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 16歳未満の者というのは16歳未満の人ですか。

○委員長（本田秀一君） 税務会計課総括課長、日山一則君。

- 税務会計課総括課長（日山一則君） 16歳未満ではなくて16歳を超える方ですね、該当する方は。
- 委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。  
江刺家委員。
- 3番（江刺家静子君） 国民健康保険税のところについてお伺いします。  
最高限度額が63万円のところが65万円に、後期高齢者分19万円のところが20万円に引き上げられるということで……
- 委員長（本田秀一君） 何ページですか。
- 3番（江刺家静子君） ページは6ページとなっています。これまで国民健康保険税の最高限度額が99万円だったと思うのですが、ここで2万円の1万円を3万円引き上げられて102万円になるというこの条例改正です。102万円というと100万円を超えたなというびっくりするような数字なのですが、例えば例として4人世帯で子供2人、お父さん、お母さんで、お父さんだけの所得があった場合に、所得が幾らだこの最高限度額に到達しますか。
- 委員長（本田秀一君） 税務会計課総括課長、日山一則君。
- 税務会計課総括課長（日山一則君） ただいまのご質問です。今ご質問の想定として夫婦、子供2人というお話でしたので、夫婦で所得は旦那さんのみで考え、あと40歳未満の夫婦、そして子供は小学生以上を想定ということで試算したものをお話ししたいと思います。医療分、支援分につきましては、所得額で1,042万円を超える方が対象となります。所得で1,042万円です。今回40歳未満ということで今お話ししましたが、仮に40歳以上の介護部門が入った場合、介護につきましては1,230万円を超えた場合にこの今新たに設定いたしました限度額を超過するという形になります。  
以上です。
- 委員長（本田秀一君） 江刺家委員。
- 3番（江刺家静子君） 所得で1,000万円を超えた世帯ということなのですが、それでもやっぱり100万円というのは大きいなと思います。例えば今年度改定になった率で計算した場合に、限度額に達する世帯数は何世帯ぐらいになるのでしょうか。昨年度に比べて増えましたか、減りましたか。
- 委員長（本田秀一君） 税務会計課総括課長、日山一則君。
- 税務会計課総括課長（日山一則君） 今のご質問ですけれども、まだ今国保の賦課の作業中と申しますか、住民税自体が、町民税、県民税自体が賦課の途中でございまして、所得がまだ確定しておりません。その所得が確定した暁にはそういった高額取得者の国保対象者等が資料としてお示しできますが、今回は昨年度、令和3年度の国保の当初賦課におきまして、今回の限度額を超過した方を対象にして税額でどの

ぐらい差が出るかという部分でお答えしたいと思います。

昨年度は、4月の当初課税におきましては限度額を超過した世帯が18世帯ございました。それで、今回の限度額が2万円あるいは1万円、トータル3万円引き上げられるわけですが、それを置き換えますと国保税、保険料の額は55万2,000円の増となる見込みであります。

いずれ所得の、今住民税の課税が完了しましたら正確な部分は出てくると思いますので、ご了承願いたいと思います。

○委員長（本田秀一君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 18世帯ということなのですが、もし教えてもらってよろしければ、どういう職業の方というか、ちょっと浮かぶ方、サラリーマンではあまりいないかなとは思うのですけれども。

○委員長（本田秀一君） 税務会計課総括課長、日山一則君。

○税務会計課総括課長（日山一則君） 給与所得者は当然国保にならないわけですので、一般の個人事業主の方が対象となっております。

以上です。

○委員長（本田秀一君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 前は葉たばこを栽培しているところの方が最高限度額に達する方が多かったのですけれども、今はあれですかね、ソーラー発電や土地を持っている方とか、そういう方も入ってきますか、ありますか、そういう人。

○委員長（本田秀一君） 税務会計課総括課長、日山一則君。

○税務会計課総括課長（日山一則君） ちょっとその辺までは把握しておりません。いずれ自営業者、当然不動産所得等が多くなっている方につきましては、先ほどご説明申したとおり1,000万円を超える所得ということでございますから、職種については特に申し上げませんが、個人事業主でそういった不動産所得あるいは営業事業所得ですね、そういった方が1,000万円を超えている方が対象となるというふうになっておりますので、ご了解いただきたいと思います。

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） ないようですので、議案の第2号の一般会計補正予算に入らせていただきます。

歳入について当局の説明を求めます。補足説明がありましたら、お願いします。準備できましたか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） それでは、議案第2号のご説明を申し上げます。

内容でございますけれども、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億2,423万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億7,623万9,000円とするものでございます。

4ページを御覧願います。

〔「オーケーです」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） オーケーですか、はい。

○総務課総括課長（福島貴浩君） 歳入につきましては、15款国庫支出金、2項国庫補助金として930万円、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金、16款県支出金、2項県補助金として2億7,252万5,000円、強い農業づくり総合支援交付金、19款の繰入金、1項基金繰入金として21万4,000円、財政調整基金繰入金、22款町債、1項町債として4,220万円、ライスセンター整備事業債となっております。

5ページを御覧願います。歳出につきましては、2款総務費、2項企画費の再エネ推進費の軽米町地域再エネ導入戦略策定支援事業として946万円、これは7節の報償費が6万円、10節の需用費、消耗品費が10万円、12節の委託料が930万円、6款農林水産業費、1項農業費の強い農業づくり総合支援交付金として3億1,477万9,000円、18節の負担金、補助及び交付金となっております。

地方債の補正につきましては、2ページのほうを御覧願います。第2表のとおり、地方債の補正はライスセンター整備事業に係る強い農業づくり総合支援交付金の財源とするため、過疎対策事業債の借入限度額を4,220万円増額しようとするものでございます。

予算説明は以上です。

○委員長（本田秀一君） 説明が終わりました。

それでは、歳入全般について質疑ありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 歳出に移ります。

2款総務費について補足説明があるそうですので、お願いします。

○総務課総括課長（福島貴浩君） それでは、軽米町地域再エネ導入策定支援事業について説明申し上げます。

資料のほうは昨日の全員協議会と同じとなっておりますけれども、内容のほうを説明させていただきます。

地球温暖化を緩やかにするための取組といたしまして、国では2050年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロとするカーボンニュートラル宣言をいたしました。町では、北岩手9市町村とともに2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言をしております。

これらを受けまして、事業の目的は、軽米町地球温暖化対策実行計画を策定するに当たりまして、内容に反映される温室効果ガス削減や再エネ導入の目標策定、地域ビジョンの策定などを行う事業でございます。

1の事業内容につきましてですけれども、地域の温室効果ガス削減や再エネ導入の取組に関する基礎情報の収集と目標の作成、もう一点は温室効果ガス排出量に関する推計と、それらの推計を踏まえました地域将来ビジョンと地域脱炭素シナリオの策定でございます。

具体的な事業内容といたしましては、例えば環境省の調査によりますと、町の温室効果ガス、二酸化炭素排出量でございますけれども、年間6.9万トンとされておりまして。これを2050年には実質排出量ゼロの脱炭素社会の実現を目指すものでございます。

温室効果ガス、化石燃料由来の二酸化炭素などの排出量を減らしながら、吸収量と合わせまして差引きゼロとするためにはどのようにすればいいのか、調査研究していきたいと思っております。

温室効果ガスの排出を減らすために、町民からアンケート調査を行いながら現状を分析したいと考えております。さらには、各家庭、事業所、地域でそれぞれの視点から、減らすためには何をすればいいのか、どんな対策が考えられるのか、調査してまいります。

地球温暖化対策の中で一番大きな課題が二酸化炭素の排出量の削減でございます。その2割につきましては、給湯や暖房、調理のためのガスの使用、電気製品の使用、自家用車の利用など、日常生活から排出されております。その中で身近な取組として、電化製品の電源を小まめに切るとか、長時間使わないときはコンセントも抜くとか、暖房と照明によるエネルギー消費を2割削減できるという試算もございます。町民が使う電気を町内で作った再エネの電気を使い、より安くするにはどうすればいいのかということも、町民に対するアンケート調査を行いながら現状と対策を考えていきたいと思っております。

このようなエネルギーの地産地消のためには太陽光発電や風力発電などをどのような方法でどの程度導入すればいいのか、調査研究してまいりたいと思っております。

町が脱炭素社会実現に取り組むということは、新たな企業立地の機会拡大や地域資源を生かした地域内の循環型経済の構築にもつながります。町が成長する戦略であると考えております。このような町づくり、地域づくり構想を町の関係者と合意形成に努めながら進めたいと考えております。

そのために協議会をつくり、岩手県などの行政機関、学識経験者、農協、森林組合、商工会、発電事業者、金融機関などから委員を推薦していただきまして、公募



の委員と合わせまして皆さんで計画内容を協議していただきたいと考えております。

3の補助金の交付額930万円でございますけれども、これは10割補助ということで、予算としての930万円の歳出の委託料として計上しております。この補助金につきましては、環境省からの二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金の補助執行団体に選定されております公益財団法人日本観光協会が公募した事業に町が応募しまして採択されたものでございます。交付決定は4月21日です。補助金の実施の期間につきましては、交付決定の日から9月30日となっております。

事業の実施体制につきましては、再エネ推進室に事務局を置きながら、役場庁舎内と外部の方と協議を通じまして合意形成を図りながら事業を進めたいと考えております。

予算としては、委員謝礼を3,000円掛ける10人掛ける2回、6万円を計上しております。

以上が事業内容でございます。

説明を終わります。

○委員長（本田秀一君） 補足説明が終わりました。

質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。

中村委員。

○4番（中村正志君） 今の予算の中で委託事業として930万円、これは多分コンサルかどこかに委託してやるかと思っておりますけれども、調査事業だというふうなことで、そのコンサルが調査すればそれで終わりかなという気がするのですけれども、町単独の部分の予算の中に協議会をつくってやる。では、その協議会の役割は何なのかなという……別にコンサルに調査事業を委託して調査の結果が出たら、それを踏まえた上で次の計画段階に行けばいいだけであって、協議会というのは何なのかなというふうなことを今疑問を感じたので、ちょっと質問させていただきました。よろしくをお願いします。

○委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） まず、中村委員のご質問ですけれども、コンサルに頼んで調査を行えばもうそれでいいのではないかということなのだと思いますけれども、やはりこういった計画につきましては……

○4番（中村正志君） 計画ではない、調査でしょう。

○総務課総括課長（福島貴浩君） はい、調査でございます。調査の中でもそういった部分のこれから反映される部分もございますので、そういった部分も協議していくということで協議会を設置して進めていくこととなります。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○4番（中村正志君） いまいち……調査事業ですよ。軽米町全体の脱炭素の関係でい

ろいろな各方面から実態調査をされると思うのだけれども、だから協議会の位置というのはどこにあるのかなど。調査したものを協議会に諮って、諮問して答申してもらおうとか、そういうものではないのか、調査事業というのは、調査というのはいずれ調査したらそのとおりのものだと。それで、それを持って次の段階の計画段階に行くのだなというふうを感じるわけですがけれども、協議会というのは必要性があるのかなというふうに……住民から何を聞きたいのかちょっと……今の話では住民だけでなく県のどうのこうのとか、いろんな人の委員も選定するとかとあったようですけれども、その人たちとそのコンサルとの関係は何かというふうなことに疑問を感じるのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） やはり調査をして、その内容についての検討も必要、報告書を作る段階でそういった部分も必要と判断されますので、その協議会を設置して調査結果を見ながら進め方についても話し合っただけで協議していきたいと思います。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○4番（中村正志君） 分かりました。それはそれでいい。

それで、今回調査する。多分1年間で終わると思いますけれども、次に、これは計画つくるための調査だというふうな言い方されました。その計画をどのようなアクションプランというか、実行計画をつくるためのものだから、その計画をつくるのはどれぐらいの日程なのか。そして、その次の事業まで発展していくには、これがどのようなスケジュールになっていくのか、どの程度想定しているのか。これはそれぞれ補助事業になるのかなというふうなこともあるのですけれども、今日たまたま岩手日報で脱炭素先行地域26件、環境省の選定があるとかという、こういうものがあつたりしているのですけれども、だから何かいっぱい様々あるようで、この辺はどのように我々が理解していけばいいのかなというふうなことをお伺いしたいと思います。

○委員長（本田秀一君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 今回の調査は、軽米町の全体的なエネルギーの利用はどのように行われているか、電気が何%か、それからまたいろんなガス、石油がどれぐらいなのかということの詳細にわたって調査していただきながら、その中で今後2050年までにどのような形でCO<sub>2</sub>排出をゼロにしていっていいかというところも含めていろいろ調査の結果と並行しながらやっていきたいと思っております。その経過を皆さんにお知らせしながら、そして脱炭素に向けた方向性をいろいろ決めていきたいと思っておりますが、その中でも特に今おっしゃるような脱炭素を100選地域、これまた秋には募集がありますので、それにもチャレンジはしたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

山本委員。

○10番（山本幸男君） 今の中村委員の質問とも関連しますが、この予算を見ますと、委託料が930万円、それから協議会の謝礼が6万円なのです。多分委託業者が様々な報告書を作る、そのために多額の費用が支出されて、協議会は多分6万円では1回、何人か集まって、報告を受けてオーケーというような感じで終わるのではないかなと想像いたします。私は、基本的な考え方を協議会に主体を置いて、業者の委託はそういうふうな形で持っていくのであれば、この予算の取り方では町民の意向なり問題点の提起はなされないと、そういう印象を受けますが、いかがですか。もっと協議会に主体を置いた予算の措置は考えられないのか、答弁をお願いしたい。

○委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） ただいまのご質問にお答えします。

中村委員のご指摘に反するような部分もありますけれども、やはり今回は調査事業でございますので、ある程度の調査を経てからそういった協議会等を開いて、結果をそれぞれで、役場の内部だけではなくて、皆さんのご意見も聞きながら、以降を進めていく方向でいきたいと思って予算計上をしております。

○委員長（本田秀一君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） まず分かりましたが、実際6万円という額はどのような積算なのか、ちょっと説明願います。

それから、この前の資料の中に一般の町民の公募も含めて何人か公募してというふうなこともありました。せっかく公募をお願いすることになって一、二名か3名の方がたった1回か2回、謝礼も少ないから多分そんな感じではないかなと思いますが、全くの形式的のような感じに思いますが、もう少し、そうではないのだというようにことのご説明があればお願いします。

○委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） 委員謝礼の積算根拠でございますけれども、1回当たり3,000円を10人、これを2回開催する予定で6万円を計上しております。

その協議会につきまして、形式的な部分で終わることのないようにということですので、おっしゃるとおり、そういうことがないように進めさせていただきたいと考えております。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○4番（中村正志君） 私も昨日の資料を見て気がついたのですけれども、ちょっと確認ですけれども、事業実施期間が交付決定の日から9月30日までです。ということは、この調査事業もコンサルから事業完了で報告書を9月30日までにはもらって、

協議会も2回終わらせるという意味なわけですか。

○委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） ただいまのご質問にお答えいたします。

事業の実施期間については9月30日でございますので、それまでには終わらせるということで進めさせていただきます。

○委員長（本田秀一君） ほかにありませんか。

山本委員。

○10番（山本幸男君） 前の委員会の……この委員会ではありませんが、委員の謝礼の3,000円、そのほかにも前の何かの委員の謝礼も聞いたことがあります。委員の謝礼の3,000円というのはいかがなものだろうか、あまりにも安過ぎるのではないかなと考えますが、町長、いいですか、まず。多分この前の議題になったときもそんなに手間取らせないから、まあこの程度というような答弁があったような感じもしますが、その答弁は定かではありませんので、いずれ3,000円という額は安過ぎる。それから、回数も少な過ぎる、形式的な協議会というように感じますが、いかがですか。

○委員長（本田秀一君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 大変そういうふうなご意見も伺っております。そこら辺は十分委員の方々にも理解していただいて、ご協力をお願いしてまいりたいと思っております。2回で少ないのではないかなというふうなご指摘でございますけれども、逆に言えばその2回でご理解いただけるような、まとまったきちっとした資料なり調査なりの結果を細かく分析しながら、ご提示申し上げながら、ご理解、ご協力をお願いしてまいりたいというふうに考えています。

以上であります。

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

館坂委員。

○委員（館坂久人君） 先ほどの同僚委員の質問の関連なのですが、まず9月までにそのアンケート調査を終えて協議会を2回終了するということですが、それでそのアンケート調査方法ですが、どういった方法で回収するのかお聞きしたいと思います。郵送で送って、返信用の封筒を入れて回収するのか、それともその業者が戸別訪問して、先ほどの説明では詳細にわたって何かアンケート調査をするというような話だったのですが、あまり詳細過ぎてもなかなか今度は郵送ではうまくいかないなど。多分やっぱりこういった重要なのは戸別訪問でやったほうが詳細にできるのかなと思っておりますが、その辺の方法論はどのように考えているのか。

それと、その回収率の件ですが、やっぱり戸別訪問でないと回収率が上がらないのではないかなと思っておりましたが、やっぱりそういった詳細な、半分以上の

回収を行って協議会で協議したほうが何となく重みが増してくるのかなというふうな感じは持っています。30%か40%ぐらいですとなかなか、最低でも半数以上の回収でないとうまくないのかなと思っていましたが、当局の考えをお知らせください。

○委員長（本田秀一君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 大変ご提案というか、ありがとうございます。町営住宅にお住まいの方、それからまた職員、それからまた各行政区の区長と、事前に今調査は進めております。その状況を見ながら、そしてまた最終的には、具体的には調査はコンサルの方々をお願いするわけでありますけれども、コンサルの方々もやはり従来までいろんな調査をしておりますので、そういったノウハウ等をしっかりと活用していただきながら、そしてまたこれまでに事前的な調査等もしてきちんと検討しながら回収率が高まるような、正確なデータが出るような、そういうふうな努力はしてまいりたいということでございます。

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

中村委員。

○4番（中村正志君） この事業というのは新しく導入されると、これからもっと発展して計画をつくって、またいろんな事業の実施というふうなこともつながっていくのではないかなと。そのためにいろんな役場庁舎内や、外部組織との連携とかというふうに事務局等の体制を整備すると書いてありましたけれども、非常に大変な事業になってくるのかなというふうなことを想定した場合に、まず再生可能エネルギー推進室そのものが今の状態でいいのかなと。昨日の全員協議会でもちょっと話が出ましたが、軽米町には副町長がいませんので、総務課の総括課長は多分副町長の代わりもしなければならないという立場、その総務課の総括課長がその下に担当課長とか、そういう室長とかという人もいないところで兼務するということは、決裁権がちょっとおろそかになるのではないかなと。その下にいる実行部隊が、職員は仕事はされるかと思えますけれども、決裁系統が直もう町長に行ってしまうというふうなこともちょっと組織として果たしてどうなのかなというふうに感じるわけです。やはりほかの課等も含めたことを考えた場合、再生可能エネルギー推進室そのものの職員体制を少し検討すべきではないのかなというふうに私は思うわけですが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（本田秀一君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） そちら辺は私もいろいろ検討しておるところでございますけれども、いずれこの予算を通していただきましたならば、早速コンサル等を決定して、そのコンサルでかなりの私は調査をしていただけるものと思っておりますので、その補佐役と申しますか、として職員等がどのような形で補佐しながら、連携しながら

ら、それら事務量を設定していくのか、そういったところも十分把握しながら、今おっしゃるようなご心配のないようにしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 私は、地球温暖化を少しでも止めるために、再生可能エネルギーは進めるべきだと思っております。若い人たちも、このことに関してはとても関心が高いと思います。今回この補助金が決定して調査をすることになったわけですが、申請するに当たっての書類、どういうふうを書いて、いろいろ作文してやったと思うのですが、それがあれば一番、今のどういう経過でどういうふうに進めようとしているのかというのが分かると思うのですが、それを見ることはできますか。

○委員長（本田秀一君） 休憩します。

午前11時09分 休憩

---

午前11時20分 再開

○委員長（本田秀一君） では、休憩前に引き続き再開します。

答弁のほう、総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） 申請書類についてはちょっと開示できない状況になっておりますけれども、今後の事業内容等につきましては説明したとおりでございます。

○委員長（本田秀一君） 分かりますか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） これまでも再エネの関係の計画があったときに、それにイラストがついて、こういう計画ですよというものをインターネットで公表したりしていたのですが、そういうものをつけて出してはいないのですか。

○委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） 江刺家委員のご質問にお答えします。

地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）ということで平成30年の2月につくっていますので、そちらのほうについては計画書はございます。それについてインターネット等で公表しているかということについては、それはまだと思っております。

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） ないようですので、2款総務費、2項企画費を終わります。

6款農林水産業費に入らせていただきます。1項農業費、産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） ライスセンターの関係につきましては、昨日の全員協議会である程度細かく説明いたしました。あと、昨日の中で市町村の負担区分の内訳書というか、それらの資料を本日提出するということで提出いたしましたけれども、こちらの資料になりますが、御覧になれますでしょうか。大丈夫ですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） 昨日、説明の中で、面積で案分というふうな形で私申し上げましたけれども、ちょっとそこを訂正させていただいています。あくまでもJAの取扱量で各市町村の負担割合を決めているというものでございます。

こちらの表をちょっと見ていただきたいのですが、一番上に米、これは飼料用米も含めてございます。主食用米と飼料用米ということで、乾燥と調整というふうな形で60%、40%が調整という形で分けて生産しているようでございます。乾燥というのは、もみだけそのまま乾燥する、玄米まで調整する部分が調整ということで、各3市町村分を案分しているようでございます。

取扱数量、計画の量がいずれこちらに記載になっているとおりでございまして、例えば軽米町、米の乾燥の部分でいいますと、全体で99万6,895キロ、軽米町分が73万4,077キロというふうな形になってございます。軽米町の計画量を全体の量で割っていただきますとパーセンテージが出ます。そのパーセンテージを助成金の3,449万4,425円に掛けていただきますと2,540万432円というふうな形になってございます。各、そのほかの市町村もそういう形で、調整部分もおのおの各市町村ごとに計算いたしまして、合計で5,749万708円、これが米、飼料用米を含めた部分の負担金の計算となっております。

昨日説明いたしましたけれども、麦の部分は軽米町のみということで全体の米と麦の割合で営農部分は8%ということでございましたので、全体のこの各市町村の助成金の合計欄6,248万9,900円に8%を掛けていただきますと499万192円というふうな計算になりまして、軽米町分は米の部分が3,725万4,143円と麦の部分の499万192円を足していただきまして、4,225万3,335円の軽米町分の負担金というふうな形になりまして、今回この町の負担金部分と国の国庫補助金の2億7,252万5,000円、合計いたしました金額を今回補正でお願いいたすというふうなものです。

以上でございます。

○委員長（本田秀一君） よろしいですか。

西館委員。

- 2 番（西館徳松君） これは農協のライスセンターで取り扱う量だけで 81 町歩だけか、軽米町の田んぼが大体 300 町歩で……三百何ぼだったかな、三百何町歩あるはずなのですけれども、この 81 町歩というのは、これは農協だけ、あとはもうほかのあれは入れないでこれだけの面積ですか。
- 委員長（本田秀一君） 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。
- 産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） JA の取扱分ということだと聞いております。いずれ、昨日もちょっと説明いたしましたけれども、面積でいきますと全体で 465.5 ヘクタール、米の部分が 424.5 ヘクタール、麦の部分が 39 ヘクタールというようなことで伺っております。これは面積ですけれども。
- 委員長（本田秀一君） いいですか。  
西館委員。
- 2 番（西館徳松君） ということは、まず減反もやって 300 町歩……なのだけれども、これがパーセントでいったら全体で軽米町の 4 割もいかないような状況と言える。これはほかと比べてどうですか、ほかは同じぐらいですか。ライスセンター分の面積は。
- 委員長（本田秀一君） 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。
- 産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） この基になった取扱いの計画数量等でございますけれども、いずれこれは令和 2 年の実際 JA で取り扱った分、令和 2 年度の数字を基にして算定したということでご伺っております。
- 委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。  
館坂委員。
- 6 番（館坂久人君） 去年もお聞きしたことがあったかもしれませんが、ちょっとあれなのですが、二戸、九戸、軽米、3 市町村ですが、一戸はどういうふうな体系になっていましたか。一戸は独自でやることでしたか。結構あっちの岩手町のほうにもできるか、どういうあれでしたかな。ちょっと説明お願いします。
- 委員長（本田秀一君） 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。
- 産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） きちんとした内容はちょっとあれですけれども、一戸町は先ほどおっしゃった岩手町のほうに持っていく方もいらっしゃるそうですし、個人の方をお願いしてやっている、民間の方をお願いしている方もあるようでございまして、JA を通して確認しているようではありますが、いずれ軽米町に建設するこのライスセンターにはこの二戸、九戸、軽米町という 3 市町村、取り扱うのは 3 市町村だけだということでご伺っております。
- 6 番（館坂久人君） 一戸からは来ないわけだ。
- 産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） はい。
- 委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。



江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） ライスセンターといえば、イメージとして乾燥とか、脱穀とか、そういうイメージなのですが、それ以外も何か前向きな、これから未来に向かって例えば米を利用した何か製品を考えていくとか、そういうことはないのですか。ライスセンターとして何かやっているというのをちょっと見たことがあるのですけれども。

○委員長（本田秀一君） 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） いずれほかの地域で様々事業展開しているところもあるかと思っておりますけれども、当面の部分はいずれこのライスセンターの運営のみということで伺っております。これからの状況についてはまたどうなるかというのはちょっと分かりかねますけれども、いずれライスセンターの運営のみということで伺っております。

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

茶屋委員。

○11番（茶屋 隆君） 議案ではないのですけれども、産業振興課の方が来たので、ちょっと聞きたいことがありますけれども、よろしいですか。

○委員長（本田秀一君） はい。

○11番（茶屋 隆君） というのは、フォリストパークのチューリップフェスティバルが最初は予定されていましたが、中止ということで、確かにコロナということも考えなければいけないとは思いますが、町民の方からよく言われるのですよね、何であれもこれも中止、中止って、どうなるの、これから先。だから、できれば、県内でもいろんなところで開催しているところもあります。これから先はなるべくやっていくような方向性ですけれども、このままいったらお祭りもまた今年もできないのではないかと、みんなで今からもう落ち込んでいくというか、そんな感じなのですかけれども、できれば私はフォリストパークのイベントだけはやってもよかったのではないかなとは思いますが、その辺のいきさつ、中止って、我々はだから、そのとおりですよ、コロナだからやらないよと言うしかないかもしれませんが、そういったことを踏まえて今後はどういうふうに対応されていくのか。できればやっぱりいろんなことに対応していっていただければいいなということをよく町民の方から言われますので、その辺、町長はどのように考えているのか。

○委員長（本田秀一君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 私も基本的には、やはりイベントはやれる時点ではもうやりたいというふうに思っております。ただ、現状を申し上げますと、やはりまだまだ……東京、首都圏のほうは少しずつは収まってはきておるようではありますけれども、まだ地方に関しては拡大傾向にあると言われております。青森は若干、ちょっと下

がり始めておりますけれども、岩手はまだまだちょっと落ち着いていない、いろいろなケースがある中で、そういった結果も出ております。

そういった中で、近隣の市町村等の動向を見ながらこのような決定をさせていただきましたけれども、チューリップ園は開園と申しますか、やりますので、私もできるだけイベントはやりたいというふうな方向ではこれからも検討してまいりたいと思いますが、まあこのコロナの状況次第で、その時々判断でやらざるを得ないというところもご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

山本委員。

○委員（山本幸男君） 昨日の全員協議会の説明の中にもありましたので、多少確認というようなこともあります。質問いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

1つは、今現在ライスセンターの建築の予定地であります元の晴高小学校の跡地の問題ですが、あの場所というのは今まで瀬月内川の大雨等の被害の段階で水がそこにあふれてきたというような歴史的な経緯はありませんでしたか。私は小軽米のほうですから、そういう状況については分かりませんが、晴山地区、それから高家地区の被害状況等の視察等見れば、大変とまず水があふれてというような状況のときがありましたので、歴史的にそういう心配がない場所なのかどうかということの確認のために質問いたします。

それが第1点と、それからその後全く情勢が変わりまして、上流の太陽光発電の土地とか、高家地区の関係とかで大変と被害を私は心配しているほうなのですが…のこともありますので、そういう想定は無駄な心配ですよというようなご理解なのか、その点を第1点質問いたします。

それから第2点は……

〔「3点だ」と言う者あり〕

○10番（山本幸男君） それから……

〔「分けたほういい、切ったほういい」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） ただいまのご質問にお答えいたします。

本当の大昔の経緯まではちょっと今申し上げることはできませんけれども、いずれ私も役場のほうに入ってからこれまで幾つかの災害も経験しておりますけれども、旧晴高小学校のところの瀬月内川につきましては、大雨のときでも河川敷までは、河川敷というか道路部分の下までですけれども、そういった部分までは冠水したというふうなことはございます。ただ、あそこはちょうど名川に上がっていくところ

までは県道になります、旧晴高小学校から。県道のところから尾田のほうまでが町道になりますけれども、いずれその道路部分、公衆用の道路の部分まで冠水したというふうなことはございません。ただ、それから行って、瀬月内川でも尾田のほうに行ってから一部町道の部分が冠水するというようなことはたまたまありますけれども、今現在ライスセンターを建設するところまで冠水したというふうなことは記憶がございません。

また、瀬月内川につきましては、これまでも県のほうにも要望して瀬月内川の河川改修、最近ですと局部的に堆積の土砂等を撤去しておるようでございますので、引き続き、未改修の地点でございますので、これからもいずれ県のほうにも要望して適正な維持管理をお願いしていきたいと……担当課ではないのですが、そういうふうには考えていると思います。

○委員長（本田秀一君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 私なりに太陽光の関係等も含めて大きな被害が出なければよいがなど、そういうことから質問いたしましたので、よろしく願い申し上げたいと思います。

次の質問に移ります。昨日の全員協議会の中でも出ましたが、確認ですが、各市町村の了解というか、合意というのはできていると理解して、多分いいとは思いますが、了解済みだというふうに理解していいのですかというのが第1点。

それから第2点は、事業主体はJAだということですが、何かしら今までの軽米町の取組の状況から見れば、事業主体は軽米町でなかったのではなかったのかなというふうな理解を私は持っております。その点ではJAということの理解はそれでよかったのかどうかという質問なのですが、意外な説明だなというふうに私は思いましたが、JAとの協議はうまくいっているのかどうか質問いたします。

第3点は、敷地の関係について、昨日は明快な答弁があったような、なかったような感じでございますが、その後の展開はどう理解していいのか。

以上、3点について。

○委員長（本田秀一君） 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） まず、二戸市、九戸村とのきちっと連携等が図られているのかということでございましたけれども、二戸のJAの所長からも確認しましたけれども、いずれ二戸市も九戸村も了解しているということでございます。ただ、予算化につきましては、二戸市、九戸村につきましてはこれから予算化になると思います。町のほうは、いずれ補助金の交付申請の手続きがございますので、今、臨時会をお願いして予算の議決をお願いするというものでございます。

あと、何だっけ。

○委員（山本幸男君） 事業主体。

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） 事業主体の関係でありますけれども、いずれ正確に私もこのままあれしますけれども、本来事業主体はJ Aです。町のほうは、間接的な事業主体というような形になります。国からの補助金が県を通過して、県の補助金が軽米町に落ちてくるので、軽米町はその補助金をJ Aに流すだけというような形です。なので、本来の工事の発注やら何やらやるのはJ A、施設も管理するのはJ Aなので、そういうような何か今回のこういうふうな事業の場合はちょっと特殊な事業の要素を含めているものと聞いておりますので、全くの事業主体ではないということですが、間接的な事業主体というふうな形で運営されているというものでございます。

最後は何だっけ。

○委員長（本田秀一君） 家賃でなかったっけ。

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） ああ、すみません。昨日の全員協議会の中でも出ました。私も帰って早速J Aのほうに問い合わせ、あとJ Aのほうに確認したら、いずれ何年間、ライスセンターを建設して事業の運営計画書、資金の運営計画書というものを作成しているそうです。この中には借地料というのもJ Aで見込んであるということでございますので、いずれ借地料をいただいてJ Aにお貸しすると。細かい金額まではちょっとあれですが、借地料も見込んであるので、そういう形で運営していくということでございます。

以上でございます。

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） ないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

全体的な総括質疑に入りたいと思います。答弁漏れありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） では、質疑を終了いたします。

これからまとめに入りますので、当局の方は退席願います。

〔当局退席〕

○委員長（本田秀一君） すみません、ご来席の皆様も……

〔傍聴者退席〕

---

◎議案第1号及び議案第2号の討論、採決

○委員長（本田秀一君） 討論される方はありますか。

江刺家委員、ありますか。

○3番（江刺家静子君） 税条例。

- 委員長（本田秀一君） 税条例、はい。
- 4番（中村正志君） 専決処分に反対というのはあるの。
- 委員長（本田秀一君） どうですか、先輩。  
〔「今まで聞いたことはないな」と言う者あり〕
- 3番（江刺家静子君） あるけれども、軽米で認めないというのであればあれですけれども、ある、あります。
- 10番（山本幸男君） あったっけよ。  
〔「うん」と言う者あり〕
- 10番（山本幸男君） あったっけよ。  
〔「あったっけ」「ある」「専決処分に」か」と言う者あり〕
- 10番（山本幸男君） うん。  
〔「過去にあった」と言う者あり〕
- 10番（山本幸男君） 過去にもあった。  
〔何事か言う者あり〕
- 10番（山本幸男君） いや、うまくないといような感じから、4月1日施行するものだから……  
〔「局長から聞いてみたら」と言う者あり〕
- 議会事務局長（関向孝行君） 承認するか、しないかというのを決を採るので、反対もあると思います。
- 委員長（本田秀一君） あるそうですので。  
〔「議案に対してな、専決処分がならぬという話ではない」と言う者あり〕
- 議会事務局長（関向孝行君） 承認するか、しないかの決を採る。
- 委員長（本田秀一君） では、反対がありましたので、採決は2回に分けて行いたいと思います。  
〔「1回でいいでしょう」と言う者あり〕
- 委員長（本田秀一君） 1回でいいか。  
議案第1号に賛成の方の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕
- 委員長（本田秀一君） 賛成多数、はい。  
議案第2号は全員賛成ということで。  
委員長報告に際して記することありますか。  
〔「ありません」と言う者あり〕
-

◎閉会の宣告

○委員長（本田秀一君）では、これで会議を閉じます。  
これをもって特別委員会を閉会といたします。

（午前11時48分）